

住民基本台帳事務における支援措置対象者の  
戸籍の附票の交付誤りについて

1 概 要

約 3 年前から他の市区町村でDV被害による支援措置を受けており、本市は本籍地として戸籍の附票の交付制限を実施している支援措置対象者の住所情報を記載した戸籍の附票を、約 2 年前に加害者に交付していたことが判明した。

2 経 緯

約 3 年前に、支援措置対象者は、本市に戸籍の異動を伴う届出（例：婚姻、離婚など）をされた。同日に、他市区町村で住所異動日を 2 週間前に遡った日で住所異動届出と、あわせて支援措置の申出をされた。

数日後に他市区町村からの住所異動の通知に基づき、戸籍の附票の担当職員が、戸籍の届出により新しく記載された戸籍の附票に、交付制限対象である住所異動の記載を行った。その時点で、支援措置担当職員により、当該戸籍の附票の交付制限処理を行っている。

後日、戸籍の附票の担当職員は、遡った住所異動について戸籍の附票への記載は、異動日で判断すると誤った認識により、戸籍異動前の戸籍の附票に、同じ住所異動の記載を行った。この戸籍の附票に交付制限処理は行われていない。

令和 2 年 1 2 月 2 4 日に、支援措置担当職員が、1 年ごとの支援措置延長の処理を行っている際に、戸籍異動前の戸籍の附票に閲覧交付制限すべき住所情報の記載があることを発見した。

戸籍異動前の戸籍の附票の証明発行記録を調査したところ、約 2 年前に加害者に交付していることが判明した。

3 発生した問題に対する対応

令和 3 年 2 月 1 8 日に当該支援措置対象者に事情説明と謝罪を行った。

現在、支援措置対象者の不安軽減を図るため、居住する市区町村の協力を得て、本市として対話を進めており、必要な支援の準備を行っている。

本市が実施している本件以外の支援措置 282 件について、関係市区町村を含めて再調査し、適正に処理されていることを確認した。

4 発生した原因

戸籍の附票への住所異動処理の際に、戸籍の附票の担当職員の事務処理誤りにより、交付制限のされていない戸籍の附票に住所異動を記載した。

課内の情報連絡体制が不十分であったため、支援措置対象者の住所情報を更新したことが、支援措置担当職員に連絡されていなかった。そのため、附票の修正や交付制限などの適切な対応が出来なかった。

## 5 再発防止の取組み

- (1) 支援措置に関する情報連絡体制の重要性について課内全職員に周知を行い、支援措置対象者を含む情報の更新業務において、支援措置担当職員が確認する内容を拡大した。
- (2) 支援措置の延長や解除処理では、支援措置対象者の過去の消除された住民票や戸籍の附票の住所情報を含めて、複数の担当者職員が再確認する手順に改めた。
- (3) 戸籍の附票の事務処理において、担当職員の経験度合いに関わらず、適正な処理を行うため、処理マニュアルを強化する。

### 【説明】

「住民基本台帳事務における支援措置」

住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知)及び関係省令に基づき、平成16年から、各市町村で実施している。

(目的)

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る。

(措置の内容)

支援措置の申出は、住民票又は戸籍の附票のある市町村に行う。

措置を受けることで、加害者からの住民票の写し等の交付等の請求が制限される。

支援措置の期間は1年で、延長の場合は一月前から申出を行う。

戸籍の異動届出後に住所異動届出があった場合の一般的な記載例

(戸籍異動前の戸籍の附票)

名	住 所	住所を定め た年月日
A	加古川市〇〇〇	
B	加古川市〇〇〇	
C 除籍	加古川市〇〇〇	

(戸籍異動後の戸籍の附票)

名	住 所	住所を定め た年月日
X	他市区町村△△	
C	加古川市〇〇〇	
	他市区町村△△	

戸籍の異動

住所異動